

佐賀県棚田地域振興計画

令和2年1月9日

(令和8年8月25日一部改正)

第一 棚田地域の振興の目標

佐賀県の棚田地域は、人口減少や高齢化の進行に伴い、農業の担い手不足が深刻化し、耕作放棄される棚田が増加している。一方で、都市部との交流が行いやすい立地条件でもあるため、企業ボランティアや棚田オーナー制度等を活用した棚田の保全活動、交流イベントの開催、インターネットを活用した棚田米の販売、地元酒造メーカーとの協働による棚田米を用いた日本酒の製造・販売などの地域の振興に取り組んでいる地域もあるなど、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

県においては、棚田地域を含む「山」は、そこに暮らす人々だけでなく、平野部の暮らしを支え、豊かな海を育むなど、全ての人々に恵みをもたらす源流であることから、「山」を大切に思う人々がつながり、自発の取組の輪として広がる施策を推進することとしている。

そこで、県としては、この「山を大切にする」施策を推進するとともに、この貴重な財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、本計画に基づき棚田地域の振興に当たっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域持続的発展計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を図る。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

棚田地域の振興に当たっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図る。

(1) 移住・定住及び二地域居住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントを行っているものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていないという状況にある。このため、都市部の住民や若者などの移住・定住及び二地域居住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組む。また、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、新たな担い手の住居や働き口を確保し、移住・定住及び二地域居住者が安心して生活できるような環境を整備することにより、棚田の保全等の新たな担い手の確保を推進する。さらに、関係人口の創出・拡大のため、農業者の組織する団体や民間事業者、学校、関係人口などの間の連携・協力の確保に資する施策を活用する。

(2) 農山村体験や体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、宿泊体験や体験学習等のイベントが開催されているものの、イベント開催経費や参加者の交通費などが負担となっていることから、そうした負担を軽減するため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

(3) 棚田景観の保護・活用に資する施策

県内の棚田地域は、美しい景観を有しており、唐津市の蕨野の棚田は文化庁の重要な文化的景観に選定されるなど、文化財としても貴重な価値を有していることから、棚田景観を保護・活用するための施策の活用を図る。

(4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等、農業の振興に関する施策

農業の担い手の減少に伴い、棚田の荒廃化が年々進んでいることから、中山間地域等直接支払制度、スマート農業技術の導入、生産基盤の整備や強化（災害復旧及び災害復興に係るものを含む。）等の農業生産活動を支える施策の活用を図る。また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、令和7年度から法定化された地域計画に沿った担い手づくりや農地集積に資する施策を活用して、農作業の効率化を図っていく。さらに、棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

(5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

東西松浦地域は地すべりが起こりやすい地域であり、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、人口減少により集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、空き家の活用を含む生活環境の整備や、地域運営組織（RMO）形成推進等の棚田地域の集落維持・活性化に資する施策の活用を図る。

(6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていないことから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。また、観光の促進に向け、棚田の周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、都市などから観光客を受け入れる体制を整備する。

(7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するとともに、観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における環境保全型農業の取組や自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。

る。また、深刻な鳥獣被害を抱え込んでいる地域があることから、鳥獣の捕獲、侵入防止柵やわなの設置等による被害の防止及びこれらに寄与する人材の育成を図るとともに、捕獲したイノシシについてはジビエとしての利活用等を推進する。

佐賀県においては、各府省庁の制度について十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携しながら、市町や協議会等に対して積極的な情報提供を行うものとする。

2 佐賀県独自の支援施策（令和８年度時点）

（１） みんなの中山間チャレンジ事業

中山間地域の集落や産地等が主体的に行う「農業所得の向上」、「農業・農地の維持」、「地域の活性化」に向けた取組を支援し、農業による元気な中山間地域を目指す。また、これらの取組にチャレンジする集落や地域等を県や市町等の関係機関で支援する。

（２） さがの元気な中山間地域づくり対策

中山間地域における特色を活かした様々な取組を農林業関係の各種支援事業等で後押しすることにより、佐賀の元気な中山間地域づくりを推進する。

（３） 佐賀県中山間ふるさと・水と土保全対策基金

令和７年度における佐賀県中山間ふるさと水と土保全対策基金のうち棚田に関するもの（以下「棚田基金」という。）の活用実績は、9,453 千円（基金元本の 1.9%）であり、今後ともその積極的な活用によって棚田等の保全及び棚田地域の振興を行う。

また、棚田基金の活用促進を図るため、市町が指定棚田地域振興協議会を組織する際には、県が同協議会に参加できるよう、市町と調整を図る。

（４） 棚田カード

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田が持つ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、農林水産省により棚田カードが作成されていることから、その配布を推進する。

令和７年度末時点で、佐賀県の主要な棚田 12 地区の棚田カードを作成・配布しており、棚田めぐりマップの配布等とあわせて棚田に訪問するきっかけづくりを支援する。

（５） 棚田ボランティア活動

佐賀県では、棚田と企業や団体等とのマッチングにより、令和７年度末時点で 19 の棚田地域と 46 の支援企業・団体が棚田ボランティア協定を締結して棚田の保全活動に取り組んできた。また、令和７年度から、棚田と企業や団体等とのマッチングの場として、「さが農業×企業・団体・大学マッチングサイト」を開設し、活用の推進を図っている。

（６） その他関連取組

- ・さが農村ビジネス総合支援事業
- ・森川海人プロジェクト 等

3 県における推進体制

(1) 佐賀県の棚田地域振興に係る連携体制

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、教育、環境等の部局間で、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図る。

(2) さが棚田ネットワーク

県内の棚田を有する市町と県の関係機関、土地改良事業団体連合会を構成員として平成15年に設置。棚田についての施策や情報の一元化、情報発信のための話合いや検討を行う。

(3) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林水産部農山村課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、県内の棚田地域において横展開を図る。また、県内の棚田地域に関する情報について、国内外に広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

周知については、県におけるさが棚田ネットワークのホームページや、中山間地域の情報を発信するために開設したSNS「さが山のひと棚田のひと」の活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行う。

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等の申請に基づき選定する。

ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる

① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

イ 当該棚田地域に係る活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

- ① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと